

## 職員紹介手当及び継続雇用紹介手当について

### 1、紹介した職員への「紹介手当」の支給について

当法人に下記の職種の職員を紹介した職員に対し支給する。

### 2、紹介手当対応職種と支給金額

医師、看護師（夜勤可能）、ナースエイド（準夜勤可能）、介護の有資格者（介護福祉士・初任者研修修了者・実務者研修、1、2級ヘルパー、ケアマネ【延岡地域枠】）。

### 3、支給金額

- ① 医師、**看護師** —100,000 円
- ② それ以外の職種 —50,000 円
- ③ 介護職（無資格者） 正職員 10,000 円 パート 5,000 円

### 4、手順

#### ①職員紹介手当

- 1) 紹介したい職員がいる場合、規定の書式を作成し総務部長へ送る。
- 2) 総務部長、介護部長、事務長、総師長は面談などの採用試験を実施し、常勤理事会で採用を確定する。
- 3) 紹介された職員（【正職員パート職員問わず】が法人の事業所に継続して勤務し正式採用になった時点（入職後3カ月以上で試用期間から正式採用となった）で紹介者は規定の書式で総務部長、介護部長へ申請を行う。
- 4) 総務部長、介護部長が申請を承認し、専務理事の承認後に総務部は紹介者へ紹介手当を支給する。（医師、**看護師** 10万円、その他 5万円、無資格 1万円 0.5万円）

#### ②継続雇用紹介手当

- 1) 紹介された職員が入職して1年間継続して勤務した場合は、紹介者は規定の書式で総務部長、介護部長へ申請を行う。
- 2) 総務部長、介護部長が申請を承認し、専務理事の承認後に総務部は紹介者へ紹介手当を支給する。（医師、**看護師** 10万円、その他 5万円、無資格 1万円 0.5万円）

### 5、期間

- ①充足するまで。**看護師については 2024年3月末まで**

### 6、備考

- ①介護のみ新卒にも適用する。
- ③ 部長職以上、リクルートを任務とする職員は除外する。

2023年10月10日 第8回常勤理事会  
以上

専務	介護部長	総務部長

## 職員紹介カード

提出者：所属事業所名

氏名

### 1. 申請内容

あてはまる項目に○をつける。

- ①【】—□医師 □看護師 □ナースエイド □介護従事者の紹介
- ②【】—正式採用紹介手当申請  
紹介した介護従事者が採用から3か月経過した。
- ③【】—継続雇用紹介手当申請  
紹介した介護従事者が採用から1か年経過した。

### 2. 職員の紹介の際に記入する。

紹介したい職員について

- ①氏名（） フリガナ（） 年齢（）
- ②資格項目—該当する資格を○で囲む
  - ・医師（専門科目） ・看護師（夜勤可能であること）
  - ・介護福祉士 　・ヘルパー1級 ヘルパー2級 　・介護職員初任者研
  - ・ナースエイド（準夜勤可能） 　・介護福祉士実務者研修
  - ・介護支援専門員（延岡地域枠） 　・資格なし
- ③実際の経験年数（）
- ④紹介者との関係（）

### 3. 紹介手当、継続雇用紹介手当申請の場合に記入する。

①紹介した職員名

氏名（） 所属事業所名（）

②採用日 年  月  日

③紹介した職員が継続して勤務するに際し、どういう取り組みを行ったか。

記入後、総務部に送ること。